

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（768））

2. 日時：平成30年3月13日 19時00分～19時25分

3. 場所：原子力規制庁 8階実用炉審査部門横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、伊藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：経理・資材室 室長代理 他2名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合」について、平成29年11月30日の審査会合において説明したとおり、東京電力ホールディングス株式会社及び東北電力株式会社と引き続き調整中である旨の説明があった。

（2）原子力規制庁から、審査会合での指摘に対する回答の具体的な内容を説明するよう指摘を行ったところ、日本原電より、現時点で説明できるものはない旨の回答があった。

（3）日本原子力発電株式会社から、現状と今後の予定について、以下のとおり説明があった。

○ 日本原電としては、審査会合での指摘に十分に答えうる回答を東京電力、東北電力から得られるよう、2社との間で協議している。

○ 資金調達については、いくつかの方法により支援を受ける方向で協議している。詳細は、公式な文書を受領した後、審査会合にて説明する。

（4）原子力規制庁から、改めて、日本原電に経理的基礎があるとする見通しが得られるよう十分な材料が示される必要がある旨指摘した。

6. その他

提出資料：なし